

定期監査結果（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を春日那珂川水道企業団監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

春日那珂川水道企業団

監査委員 和志武 三樹男

監査委員 若木 隆 自

## 令和7年度 定期監査結果報告

### 1 監査の概要

#### 1) 監査の種類

定期監査

#### 2) 監査の対象

財務に関する事務の執行

#### 3) 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務の施行状況

#### 4) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の運営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 5) 監査の実施日

令和7年10月28日 施設課、総務課

令和7年11月28日 浄水課、料金課

### 2 監査の結果

期日中に提供された資料に基づく監査の結果、下記に示す意見以外の部分については、おおむね適正と認められる。

なお、監査の過程において行った指導、助言については改善を図りたい。

### 3 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の事業運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

#### 【若木監査委員】

##### ①税務申告

水利組合に対する支出に関して、消費税申告の前提となる会計処理の誤りが30年以上にわたり放置され、消費税の過大納付を生じさせている。その結果、更正の請求による還付額3,158,418円を除く5,133,965円が時効により損失となっている。この支出は、水源問題に関する第三者調査委員会報告書において、灌漑用水余剰水利用料と認定され、その認定に基づけば、消費税課税取引であることは容易に推察できる。調査報告の段階で日々の業務を点検し、外部に意見を求めるなど改善を図っておけば、時効による損失を軽減することも可能であった。その後も別件同種の誤りにより320,008円の過大納付を生じさせている。また、その後の令和7年度においても、契約書に貼付すべき印紙について、貼付漏れを生じさせた事案も確認された。

ここで、税務申告を税理士に委嘱せず、自ら行う行為が内包するリスクについて、指摘しておく。

税務申告は、単なる集計事務や申告書への転記作業ではなく、個々の取引や事実関係について、税法・関係法令・通達・裁決・判例等を総合勘案し、適用要件を慎重に判断する高度な専門行為である。税理士法が税務代理税務書類の作成及び税務相談を税理士の独占業務として規定している趣旨は、税務判断が専門性を欠いた場合、納税

者に重大な不利益が生じ得ることを制度的に防止することにある。自己申告の問題点は、誤りの有無を自ら検証・発見できない点である。過少申告については課税庁からは正を受け追徴税額に加え加算税や延滞税が課される一方、過大申告については、納税者自身が誤りに気づき、更正の請求を行わなければ是正は叶わない。さらに、法定期限超過により時効が成立すれば、誤りが明らかであっても回復不能な財産的損失が確定する。この損失は、最終的には利用者が負担すべき財源の減少を意味し、サービスの低下及び料金負担として住民に帰属することとなる。それ故に、その経緯及び対応については、利用者に対する説明責任を十分に果たすことが求められる。

税理士に申告業務を委嘱することは、単なる事務処理の外部委託ではなく、専門家の判断と職業責任を活用するリスク管理行為である。誤りが生じた場合には、専門家としての説明責任や是正対応が制度的に担保されている点に自己申告との本質的な差異がある。当然、監査委員は、税務申告の具体的内容について専門的判断を代替する立場にはなく、監査の限界は制度上明らかである。

以上を踏まえると、専門性を必要とする税務申告を十分な知識を有しない者が自己の判断で行うことは、結果として不測かつ回復困難な損害を生じさせるおそれが高く、適切な事務執行体制とは言い難い。

## ②内部統制

一時用水道料金については、適切な管理が行われていなかったことを理由として、令和7年12月9日付で関係職員に対する懲戒処分が行われているが、監査委員は、当該料金請求行為については、決算審査の過程で提出された報告内容を信頼し、これを前提として監査を完了させている。

しかし、令和7年11月28日に実施した定期監査において、当該決算の根拠とされた請求額が変更されていた事実が判明した。当該請求・変更については、その根拠となる原始資料や会計処理の過程の提示なく、監査書面に把握することが困難な形で反映させていたのみであったものを、当職が数値の変動を発見・指摘して、判明したものである。

上記の通り、一時用水道料金については、適切な管理を欠いた結果として懲戒処分に至る重大性を有する事案にもかかわらず、監査の前提となる重要な数値が、監査委員に対する説明や報告を欠いたまま変更されていた。このような対応は、監査が幹部職員からの報告を信頼して行われるものであるという基本的な前提を損なうものであり、監査手続の適正性の観点からも軽視することはできない。

また、工事完了を証する書類である工事完了報告書が、工事完了日の記載が空欄のまま提出され、企業団では当該工事業者に修正も求めず、当該空欄を事後的に企業団側で記入する運用が多数の工事で行われている。このほか、工事代金の前払に関し、受注者による前払請求が令和6年4月1日付で提出されているにもかかわらず、企業団においては同年3月31日付で支払決定を行なった事案が確認された。支出決定は、本来、受注者からの請求に基づき行われるべきものであって、請求前に支払決定が行われることは手続の前提関係を欠く不適切な事務処理である。

このような運用は、各工事に係る支出をどの年度の予算に帰属させるべきかについての客観性及び透明性を損なうおそれを生み、予算の年度拘束性を前提とした適正な業務執行及び決算の信頼性を欠く運用である。その結果、予算消化ないし翌年度への繰延の判断が事後的・恣意的になされる余地を残すという疑念を抱かざるを得ない。

また、日付の確定を企業団の裁量に委ねる運用は、企業団と受注者の間に不要な依存や公正性に疑念を生じさせる関係を招く要因となりかねない。したがって、提出日については受注者の責任で記載した書面にに基づき、企業団が決済を行うという本来あるべき手続に改め、証憑管理および内部統制を強化する必要がある。

いずれの事案も、個々の職員の事務処理上の不手際にとどまるものでなく、幹部職員において必要とされる会計知識が十分でなかったこと、法令遵守の意識が必ずしも徹底されていなかったこと、さらには業務執行過程において相互に確認・是正を行う体制が機能せず、組織としての自浄作用が十分に働いていなかったことが露見した点で、社会インフラを担う組織としての基本的な統制の問題である。幹部職員においては、その職責を自覚した上で、会計処理に対する理解の向上、コンプライアンス意識の再徹底、説明責任及び情報開示の重要性に対する認識の向上並びに実効性のある内部統制の構築に早急に取り組む必要がある。

なお、本監査の過程において、企業団の監査体制の運用に関し、今後の参考として整理しておくことが望ましい点として、以下の事項を付け加えておく。この付記事項は、これまでの運用を否定するものではなく、今後の監査体制の充実を図るための一つの視点として共有するものである。

#### ①監査委員の任期

監査委員の任期が毎年4月1日に開始される一方、決算審査は新年度の7月以降に実施されることから、任期中年度は、就任前の期間に係る決算を審査する場面が生じる。この点について、監査の継続性の視点から、実務上の工夫や補完的な対応を検討する余地があると考えられる。

#### ②監査機関の連携

企業団に対しては、議会及び監査委員がそれぞれの立場から監査機能を担うこととされているが、両者が情報共有や直接意見交換を行う機会が制度上明確に設けられておらず、企業団職員を通じた口頭又は書面での情報共有により連携が図られている状況にある。この情報共有は、実務上一定の役割を果たしているものと考えられる一方で、どのような資料が、どの範囲まで作成・提供されているのかについて、必ずしも整理が十分でない面もあるように思われる。結果として、議会及び監査委員の双方に提供される情報の内容や範囲について、その情報の趣旨や前提条件が十分に共有されないおそれがある。こうした現状を踏まえた上で、監査の実効性を高めるための情報共有の在り方について、今後検討されることが望まれる。

### 【和志武監査委員】

#### ①税務申告について

本事案については、白水大池施設利用料に消費税がかかるのではないかと指摘し税務署に確認させた結果、課税取引の事実が判明したものである。また、同様に大牟田池賃借料についても課税取引と判明し、白水大池分と合わせて令和6年10月に税務署に更正の請求を行なった結果、約315.8万円が還付された。

このような事案は職員の税務申告に関する知識の不足により発生したものであり再発防止に向けて研修等行うことは当然のことであるが、極めて専門的な知識が要求される会計処理については、税務申告に関する専門家の助言について検討する必要があるのではないかと考える。今後、同様の事案が発生しないよう適切な対応策を取らねたい。

## ②内部統制について

監査等の過程において、予算繰越処理前の前払金支払決定の不適切な事務処理が確認された。

本事案の対象事業は、埋金浄水場施設耐震化補強及び劣化補修工事（第1期）で、契約額1億3,519万円、契約日が令和6年3月13日の債務負担工事である。

契約後、請負業者より前払金申請が令和6年4月1日に提出され支出負担行為と同年度の3月31日付で支払決定を行ったものである。会計処理としては、予算繰越処理後に前払金の支払処理を行えば翌年度での支払いが可能であったものであるが、会計システム処理の知識不足により、不適切な会計処理となった。

本件については、指摘後担当部署において既に是正・対応がなされたことを確認しているが、支払決定までの決裁過程でチェック機能が働いていないと言わざるを得ない。会計規程等事務処理規定の遵守徹底に向け全課職員の研修等を行うなど、内部統制の構築強化に向けて鋭意取り組まねたい。

## ③その他

上記に記述した事項以外については、特に指摘すべき事案はないが、監査等の過程で注意・指導した事務処理等についても改善に向け真摯に対応していただき、水道事業経営の信頼確保のため今後とも鋭意取り組んでいただきたい。